

あわらし文化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、あわらし文化協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、あわらし教育委員会文化学習課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、あわらし市における文化に関心を有する団体及び個人の文化活動の推進を図り、もって市民文化の普及振興と向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化に関する各種の行事、調査研究及び出版物に関すること。
- (2) 文化団体との連絡提携及び育成に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な活動に関すること。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会は、次のもの(以下「会員」という。)をもって組織する。

- (1) 普通会員 本会の目的に賛同し活動する文化団体及び個人
- (2) 賛助会員 前号の会員以外で本会の目的に賛同する団体及び個人

2 本会に入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、常任委員会で承認を得なければならない。

3 本会を退会しようとする者は、理由を付して退会届(様式第2号)を提出しなければならない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

3 常任委員は、別に定める部門から推薦のあった者及び会長が必要と認める者とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその任務を代行する。

3 常任委員は、本会の事業を審議し、企画立案する。

4 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第9条 本会に總會の承認を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第3章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議は、總會及び常任委員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(總會)

第11条 總會は、普通会员（団体にあつては1団体1名）をもって構成する。

2 總會は、その構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、書面をもって、あらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。

3 總會は、年1回とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時總會を開くことができる。

4 總會の議長は、出席者の中から選出する。

5 議長は、事務局に会議録を作成させ、議長が總會の席上で選任した会員2名とともに署名しなければならない。

(総会に付議する事項)

第 1 2 条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他の重要な事項

(常任委員会)

第 1 3 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員で構成する。

2 常任委員会は、必要に応じて開くものとする。

3 常任委員会の議長は、会長とする。

(常任委員会に付議する事項)

第 1 4 条 常任委員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会の議決により委託された事項
- (3) 事業の企画運営に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第 4 章 事務局

(事務局)

第 1 5 条 本会の事務を処理するため、あわら市教育委員会文化学習課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 5 章 会計

(経費)

第 1 6 条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 1 7 条 本会の会員は、次の会費を負担しなければならない。

- | | | | |
|----------|-------------|----|--------|
| (1) 普通会员 | 一人当たり | 年額 | 800円 |
| | ただし、18歳以下は、 | 年額 | 400円 |
| (2) 賛助会員 | 一口につき | 年額 | 1,000円 |

- 2 年度途中に加入した場合も同額とする。
- 3 既納の会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第 1 8 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

第 6 章 補 則

(その他)

第 1 9 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 16 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日以後、最初に第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により選出される役員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、選出された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 17 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。